

福岡県 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 事前審査実施要領

本事前審査実施要領は、福岡国税局が実施する【福岡局 242 - 5 太陽光】の入札に参加する事業者が、落札後に円滑に事業を実施するために、以下に定める条件に合致することを福岡県が事前に審査するものである。なお、審査実施にあたり、個別にヒアリングを行うことがある。

1. 事前審査を申請することができる者（以下「事業者」という。）の資格について

（1）次の①～③の要件を全て満たす法人又は複数の法人等で構成する連合体とする。

- ① 再生可能エネルギー固定価格買取（以下「FIT」という。）制度の下、電気事業者に売電する目的で、太陽光発電事業を行う者であること。
- ② 「8. 対象施設等」に掲げる施設において太陽光発電事業を実現し、また事業期間内において継続的に事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
- ③ 日本国内に本拠地を有すること。
 - ※ 法人格を有しない社団又は財団（例：同窓会等の任意団体）は代表者又は管理人の定めがあるものとし、他の法人と連合体を構成して応募すること。
 - ※ 複数の法人等で構成する連合体による応募の要件は次のとおり。
 - a 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
 - b 連合体の構成員は、他の連合体の構成員又は単独応募者となることはできないこと。

（2）次の①～⑤のいずれにも該当しないこと。（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
 - ② 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - c 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て
 - ③ 福岡県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
 - ④ 福岡県税の滞納者
 - ⑤ 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- なお、暴力団排除の取組から、役員名簿（様式 4）により福岡県警察本部に照会を行う。

2. 事業の実施条件

福岡県（以下「県」という。）では、再生可能エネルギーの導入や利用を推進しており、本事業は、

太陽光発電事業を行う事業者には県有施設の屋上の使用を許可し、太陽光発電設備の設置・運営を行うものである。本目的を達成するために、事業者は以下の条件に従い、誠実に履行することを条件とする。

なお、事業実施にあたり、事業者は、以下の条件に基づいた基本協定書を県と締結する必要がある、事業者は基本協定書の内容を遵守しなければならない（基本協定書案は別に示す。）。

（１）行政財産目的外使用許可について

- ① 落札者は、売却決定後、速やかに太陽光発電設備が設置されている施設の管理者より、地方自治法第 238 条の 4 に規定する行政財産の目的外使用許可を受ける必要がある。行政財産の目的外使用許可申請には、「福岡県の県税に未納がないことの証明書」及び「登記事項証明書」が必要であり、3. 提出書類にて提出した書類が、行政財産の目的外使用許可の申請時から 3 カ月以内に取得したものである場合は、当該書類の提出を省略することができる。その他必要な書類については、落札者決定後に別途指示する。

なお、事前審査の承認を受けた場合であっても、必ずしも行政財産の目的外使用許可を受けることを保証するものではない。

（例：落札～行政財産目的外使用許可申請までに、1. 事前審査を申請することができる者の資格条件に反していることが判明した場合や、事業者が法令違反等により社会上での信用を失墜するような行為を行った場合等）

- ② 施設の使用料として、下記算定式に基づき算出した額を毎年県に納めること。

年間使用料（円）

$$= 40.0(\text{kW/時}) \times 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間} \times 14.5(\%) \times 39.6(\text{円/kWh}) \times \text{提示係数}(\%)$$

定格出力（8. 対象施設より）

設備利用率（※注 1）

調達単価（※注 1）

（※注 2）

（※注 1）設備利用率は 14.5%（調達価格等算定委員会の調達価格の前提となる最新値（2024 年度値））を採用し、調達単価は、36 円+税（本事業が開始された平成 25 年度の単価）を採用すること。

（※注 2）提示係数は、事業者が提案する任意の計数であり、3%を下限值とする。

各事業者の提案する提示係数を用いて算定の上、「事業収支計画（様式 6）」に記載すること。

なお、落札者決定後、（１）①の目的外使用許可の際に、注 2 の係数を決定するものとする。

（２）発電事業の実施について

- ① 本事業において、事業者の所有となる設備は、太陽光パネル（架台、基礎含む）、パワーコンディショナ、電力メーター、引込開閉器盤、交流集電箱、計測用コントロールボックス、発電量表示モニタ（以下、「太陽光発電設備等」という。）であり、別添概念図のとおりである。
- ② 本事業を一括して第三者に委託してはならない。また、一部を第三者に委託する場合、再委託は認めない。
- ③ 売電期間は、基本協定締結日翌日から FIT 制度の調達期間である令和 17 年 3 月末日までとし、売電期間終了後は速やかに事業者の費用負担により太陽光発電設備等を撤去して目的外使用許可

を受けた部分について補修を行った上で、県に返還すること。なお、売電期間外に撤去及び補修を行う場合については、県より目的外使用許可を受けること。

- ④ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法における、FIT 認定に係る事業計画変更等の必要な手続きは事業者が行い、住民説明会等の同法に定める内容を遵守すること。

(3) 維持管理について

- ① 太陽光発電設備等の不具合等によって、県有施設や周辺地域へ影響を与えた場合、又は影響が考えられる場合は、速やかに県へ状況を報告し、対策を講じること。
- ② 事業期間中に県が屋上防水の改修工事を実施する場合において、太陽光発電設備が工事の支障になる場合は、事業者の負担にて太陽光パネルを一時撤去し、防水工事完了後に再取付を行うこと。
- ③ 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令改正その他県及び事業者の責めに帰することができない事由による破損以外で雨漏りが発生した場合は、雨漏りの原因究明に協力し、太陽光発電設備が原因である場合は、事業者の負担により屋上防水の修繕を行うこと。
- ④ 事業者は、(2) ③の売電期間を保険期間とした太陽光発電設備等の管理に関する損害保険に加入するものとし、加入後、損害保険の契約書の写しを県に提出すること。

3. 提出書類

- (1) 事前審査申請書（様式 1）
- (2) 法人概要表（様式 2）
- (3) 福岡県の県税に未納がないことの証明書（3 カ月以内のもの）
- (4) 登記事項証明書（3 カ月以内のもの）
- (5) 誓約書（様式 3）
- (6) 役員名簿（様式 4）
- (7) 直近 3 か年分の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 事業実施計画書
- ① 事業実施体制（様式 5）
- ・本事業実施に係る関係事業者等(予定)を全て記載すること（資金調達等に関する関係者を除く）。
- ② 維持管理計画（様式 5）
- ・不具合発生時等、緊急時の対応体制を記載すること。
 - ・点検内容や時期、設備の更新計画等を記載すること。
 - ・加入する予定の損害保険の内容を記載すること。
- ③ 工程表（様式 5）
- ・FIT 認定に係る事業計画の変更や、周辺住民等への周知、発電開始までに必要な手続きをスケジュールとともに明示すること。
- ④ 事業収支計画書（様式 6）
- ・太陽光発電設備取得から設備撤去までの 1 年毎の事業収支計画表を提出すること。

※ (3)～(6)については、福岡県競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

4. 提出方法等

(1) 提出書類

「3. 提出書類」で(1)～(8)に示した書類

※ (3)～(6)については、福岡県競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

(2) 受付期間

令和7年9月29日(月曜日)9時00分から令和7年10月8日(水曜日)17時00分まで

(3) 提出先

福岡県総務部財産活用課 財産活用係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(県庁南棟9階西側)

電子メール：z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp

電話：092-643-3235

(4) 提出方法

電子メールで送信すること。電子メールの件名は「福岡県 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業事前審査申込」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

5. 質問の受付

(1) 事業や審査の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書(様式7)を提出すること。

① 受付期間

令和7年8月29日(金曜日)から令和7年9月12日(金曜日)まで

② 提出方法

電子メールで送信すること。電子メールの件名は「福岡県 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

③ 提出先

「4. 提出方法等」記載のE-Mailアドレスに提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和7年9月26日(金曜日)までに、福岡県のホームページにて公開する。

6. 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和7年10月27日(月曜日)までに事前審査結果通知書(様式8)をもって行うこととする。通知方法については、別途案内するものとする。

7. 注意点

県は、福岡国税局が実施する【福岡局 242-5 太陽光】の公売において、公売財産に財産の種類又は品質の不具合等があっても、責任は負わないものとする。また、いかなる理由があっても公売財産に関する苦情等は受け付けないものとする。

8. 対象設備等

売却区分 番号	設備及び設置場所	発電開始日	発電出力	年間発電量 (H29 年度実績※)
242 - 5	・ 設置済みの太陽光発電設備 （太陽光パネル及び発電装置 等）一式 ・ 福岡農業高校 実習棟（平 屋建て）の屋根	平成 27 年 4 月 1 日	40.0kW	60,311kWh

※県で把握している最新の発電実績